

建設局公募型プロポーザル方式受託者選定における
特記仕様書（案）

〔長大橋等の点検マニュアル（案）更新検討業務委託〕

特記仕様書

1. 業務目的

本市において、令和3年度から令和4年度にかけて「定期点検における近接目視を補完、代替、充実する新技術」（以下「新技術」という）の1つとしてドローンによる試行点検を実施し、今後の新技術導入に向け、効果の検証や課題の把握を行った。

本業務は、過年度に行った検討成果や国内外での新技術の動向を踏まえて、長大橋の点検を実施するとともに、長大橋のモニタリング計画を策定し、長大橋等の点検マニュアル（案）（以下、「マニュアル（案）」という。）の改定に向けて検討を行うものである。

2. 適用

本業務は、各特記仕様書及び以下の仕様書に基づき、実施しなければならない。

- ・業務委託共通仕様書（平成28年9月）〈令和3年8月1日以降契約分より適用〉

【大阪市建設局】

- ・工事請負共通仕様書（令和3年3月）

【大阪市建設局】

- ・大阪市橋梁点検要領（令和元年11月）（以下、「市点検要領」という。）

【大阪市建設局】

【業務委託共通仕様書及び工事請負共通仕様書のダウンロードについて】

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000513447.html>

【大阪市橋梁点検要領のダウンロードについて】

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000039875.html>

3. 単価・歩掛適用年月について

本業務の積算に用いる歩掛及び単価は、設計業務等標準積算基準書（令和4年度版：国土交通省監修）を適用している。

【積算基準関係図書】

大阪市土木工事標準積算基準書（令和4年10月）

設計業務等標準積算基準書（令和4年度版）

公共事業建設資材価格調査報告書（令和5年度前期）

【積算基準関係図書のダウンロードについて】

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000035394.html>

4. 調査時間帯について

第1号委託、第2号委託の調査時間帯は【別表1 点検橋梁リスト】のとおりとする。関係機関との協議の結果、変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

5. 業務内容について

本業務委託は、3つの業務からなる。

- ・第1号委託：本市が管理する橋梁（十三大橋・新十三大橋）の詳細点検・詳細調査業務
- ・第2号委託：本市が管理する橋梁（此花大橋（此花取付橋・埋立地取付橋含む）・夢舞大橋）

の詳細点検・詳細調査業務

- ・第3号委託：本市が管理する橋梁の点検における新技術導入の検討

【第1号委託、第2号委託】【橋梁定期点検・詳細調査】

(1) 業務の流れ

第1号委託、第2号委託の流れは、**別紙1**のとおりとする。

(2) 準備

①計画準備

- ・業務計画書を作成する上で必要となる各橋梁の既往資料等は、本市より貸与する。

②机上調査

- ・貸与した資料を基に、履歴診断シートを作成すること。
- ・上部工・下部工それぞれの現況評価（耐荷性、耐震性、耐久性及び河川条件との整合）を行い、各橋梁の特性を十分理解した上で現地踏査を行うこと。

③現地踏査

- ・対象橋梁について、収集し整理した資料を基に現地踏査を行い、現場状況を把握すると共に、点検方法・部位について精査し、点検の実施計画を検討すること。
- ・現地踏査の結果、点検手法に変更が生じた場合には監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

④業務計画

- ・現場点検にあたっては、「新技術利用のガイドライン（案）（平成31年2月：国土交通省）」及び「点検支援技術性能カタログ（令和5年3月：国土交通省）」を参考に新技術導入を前提として、受注者の技術的知見から最も合理的・経済的であり、工程短縮等が図れ、交通規制等の社会的影響が少ない方法も考慮しつつ点検計画を策定すること。

新技術導入の検討にあたっては、国内外での事例を踏まえたものとする。

- ・上記の項目をふまえて業務準備・現地踏査を行い、各橋梁の特性（構造や補修履歴等）を十分理解した上で、橋梁ごとの点検計画を記載した業務計画書を作成し、監督職員に提出すること。

⑤関係機関協議

- ・【別表2 関係機関協議先】は、本業務実施にあたり、必要となる協議先を示している。
- ・現場点検にあたって必要となる交通管理者など、関係機関との協議資料（点検施工図・交通規制図等）を作成すること。
- ・各点検の際に発生する交通規制の許可については、受注者にて所轄警察署と打合せを行い許可を受けること。

(3) 詳細点検

- ・現場点検を実施する際は、過年度の点検調書を確認し、損傷の進行状況を確認すること。
- ・損傷箇所を発見した時は、損傷の原因についても調査すること。
- ・現場点検において、主要な部材に重大な損傷、あるいは第三者被害の可能性がある損傷が発見された場合には、直ちに監督職員に報告し、指示に従うこと。また、現場において、台

帳や図面で管理している情報と相違が確認された場合は、監督職員に報告すること。

- ・沓座に土砂等が堆積している場合は、これを除去すること。なお、除去物の処分方法については監督職員と都度調整すること。
- ・損傷箇所は、チョーキングにより幅や長さなども明記し、全ての損傷（床版ひび割れは除く）について損傷図に記入し、写真を撮影すること。
- ・写真撮影時は、黒板等を用いるなど、損傷場所・損傷内容が把握できるようにすること。
- ・監督職員が指示する、径間数が多い連続高架橋等については、橋面・橋台・橋脚に、番号を付すこと。なお、番号を付す位置や大きさ等については、監督職員に確認すること。
- ・各点検手法の詳細は、[市点検要領](#)を参考にすること。

（４）詳細調査

①漏水調査

- ・詳細点検結果をもとに、排水枳、排水管、伸縮装置などの漏水、路面排水の状況を総合的に把握・評価を行うこと。

②鋼塗膜調査

- ・詳細点検において、最も腐食の激しい径間と平均的な径間の２径間に対し、碁盤目テープ付着試験により、内桁、外桁の中央部、端部について調査・評価すること。
- ・なお、調査部位は、ウェブ面と下フランジ下面とする。
- ・上記試験により、塗膜剥離させた部分について、防錆処理を行うこと。

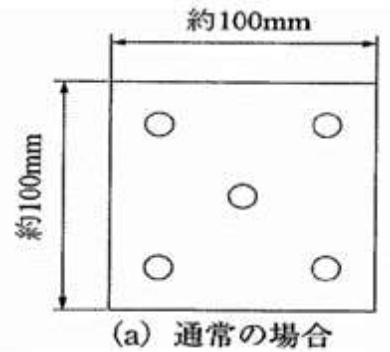
③第三者被害予防措置

- ・橋下を道路・遊歩道等で供用している橋梁は、第三者被害が想定されるため、全てのコンクリート部材において、叩き落とし点検を行うこと。
- ・なお、コンクリート叩き落とし後に、鉄筋が露出した箇所は防錆材を塗布すること。

④潜水によるポンツーンの調査

- ・夢舞大橋における２箇所のポンツーンの底面及び側面を潜水による近接目視点検を行うこと
- ・点検作業は昼間とし、鋼材の腐食の進行、穴あき・亀裂の有無などの調査を行うこと。
- ・損傷が発見された場合は、損傷の大きさや規模などを記録し、写真撮影を行うこと。
- ・当該箇所には電気防食が施されているため、陽極の取付状況の確認および形状測定による残存質量の調査すること。
- ・潜水調査にあたっては、「新技術利用のガイドライン（案）（平成 31 年 2 月：国土交通省）」及び「点検支援技術性能カタログ（令和 5 年 3 月：国土交通省）」を参考に新技術導入を前提として、受注者の技術的知見から最も合理的・経済的であり、工程短縮等が図れる方法を採用すること。
- ・鋼材の目視調査において肉厚の減少が著しいと推定される箇所は、エアサンダーなどで鉄肌を露出させ、超音波厚さ計を用いて肉厚を確認すること。肉厚測定点では、ほぼ 100mm 四方を対象として、ハンマやケレン棒などで付着物を除去し、砥石、ワイヤブラシ、エアサンダーなどで鋼材面をこすり、鋼材の地肌を露出させること。
- ・１箇所あたりの肉厚測定点は、図に示すように５点に厚み計の探触子をあてて肉厚を測定する。これらの５点の平均値を、その部位の肉厚測定値とする。鉄肌を露出させた箇所に

については、肉厚測定後、補修材などで露出面を復旧すること。



肉厚測定箇所のイメージ図

⑤その他

- ・上記の調査以外に、損傷具合により追加実施を行う調査があるため、[市点検要領](#)に記載されている、調査フローは熟知しておくこと。
- ・第三者被害予防措置、コンクリートの健全性調査時に発生したコンクリート殻類の処分方法については監督職員と都度調整すること。

(5) 報告書作成

①調書作成、シート作成

- ・点検結果をもとに、[市点検要領](#)の【点検結果記入要領及び部材番号定義基準】【損傷評価点算出基準】に基づき、以下の内容を網羅した詳細点検報告書を作成すること。

【詳細点検報告書】

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|---------|
| ア)詳細点検報告書 | イ)損傷一般図 | ウ)損傷詳細図 | エ)損傷一覧表 |
| オ)損傷写真 | カ)部材番号図 | キ)状態指標 | |
| ク)履歴診断シート | ケ)管理計画シート | コ)点検診断シート | |

この際の損傷度評価はマニュアルの【損傷評価基準】による。

- ・詳細調査・損傷度判定会議資料についても、各種様式を作成すること。
- ・本点検結果は、国に報告する必要があるため、国の「道路橋点検表記録様式」も併せて作成すること。

【道路橋点検表記録様式のダウンロードについて】

<https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/yobohozen.html>

(6) 打合せ

- ・橋梁点検における打合せは、合計7回（初回打合せ、中間打合せ5回、最終打合せ）を計上しているが、必要な場合には監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

① 初回打合せ

- ・[市点検要領](#)及び本業務の説明を行い、過年度点検結果などの必要資料を貸与する。

②第1回中間打合せ（先行橋梁分）

- ・先行して点検を実施する橋梁について、現地踏査に基づき、作成した業務計画書において、打合せを行う。なお、先行点検橋梁については監督職員と打合せを行うこと。

③第2回中間打合せ（先行橋梁分）

- ・先行点検を実施した橋梁について、点検調書をまとめた後、事前損傷度判定会議を実施し、損傷度評価の考え方や点検調書に不備がないか等の確認を行う。

④第3回中間打合せ

- ・先行点検を実施した橋梁以外の橋梁について、現地踏査に基づき、作成した業務計画書について、打合せを行う。

⑤第4～5回中間打合せ

- ・各施設について作成された点検調書に基づき、損傷度判定会議を実施し、そこで各損傷に対する補修の実施について必要か不要かを判断する。

⑥最終打合せ

- ・本業務における、成果品の確認を行う。

【第3号委託】【新技術導入の検討】

(1) 新技術活用に関する検討

1) 新技術活用を前提とした点検方法の検討

本市では、道路橋点検要領の改訂（平成31年2月、国土交通省）を契機として、新技術の導入について検討を行い、令和3年度から4年度にかけて新技術の1つであるドローンによる点検を試行実施し、効果（近接目視と同等の点検情報、経済性や作業時間に関する従来の点検方法との比較）の検証や、課題（点検不可能項目等）の把握を行った。

これまでの検討成果および本業務での点検結果及び国内外での新技術の動向を踏まえて、長大橋等の点検マニュアル（案）の改定に向けて、【別表1 点検橋梁リスト】における橋梁において、橋梁の特性に応じたメリットや課題を把握し、マニュアル（案）の素案を作成すること。

2) 斜張橋のモニタリング計画案策定の課題と方針の検討

淀川に架かる豊里大橋は、1970年（昭和45年）に架設された斜張橋である。斜張橋のケーブルについては、劣化状況を踏まえた補修時期等の判断や、劣化が進行して交換を行う場合、多大な時間（交通管理者等の調整等）や費用を有する課題を有している。これらの課題の解決に向けて、詳細調査や補修設計及び工事の実施時期を判断するためには、5年に1度の定期点検時の情報だけでは不十分であり、モニタリングにより部材の状況を継続的に把握することが必要である。

そこで、豊里大橋をモデルとして、新技術の活用を視野に入れた斜張橋のケーブルのモニタリング方法を検討し、計画案を策定するにあたっての課題と方針を提案すること。

橋梁名	橋梁形式・橋長
豊里大橋	橋長：561.35m 幅員（全幅）：21.36m 橋種（構造形式）：鋼床版3径間連続鋼箱桁斜張橋

3) 未点検箇所における点検方法の検討

大阪城京橋プロムナードは1987年（昭和62年）に架設された歩行者専用橋である。本橋において、桁力バー内に、滞水による路下への水の滴下事象があった。そこで、桁力バー

内の点検が重要となるが、点検を行う際には桁力バーを全面取り外す必要がある。本業務の実施にあたっては、桁力バー内を点検する場合の課題を整理し、新技術を踏まえたより有効な点検方法を検討すること。

橋梁名	橋梁形式・橋長
大阪城京橋プロムナード 北橋	橋長：163.80m 幅員（全幅）：6.00m 橋種（構造形式）：RC 床版 3 径間連続鋼合成箱桁橋
大阪城京橋プロムナード 南橋	橋長：133.20m 幅員（全幅）：6.00m 橋種（構造形式）：RC 床版 2 径間連続鋼非合成箱桁橋

（２）「大阪市橋梁点検要領 付録―３ 詳細調査要領」の改定に向けた項目の整理

本市では、定期点検の法制化以前から点検を実施してきたため、独自に点検要領を策定しており、詳細調査を取りまとめた「大阪市橋梁点検要領 付録―３ 詳細調査要領」を作成している。点検要領の詳細調査要領の各項目に関して、国の技術基準の動向や地方公共団体等における新技術の導入状況等を踏まえての改定に向けた留意点を整理すること。

なお、水中作業においては洗堀状況調査をはじめとする水中作業においては、試行的に新技術を用いた現場での点検の実施を想定している。

※ 調査項目

- ・ 漏水調査 ・ 鋼塗膜調査 ・ コンクリートの健全性調査 ・ RC 床板調査
- ・ アルカリ骨材反応調査 ・ 鋼製橋脚隅角部疲労調査 ・ 塩害調査 ・ 鋼床板疲労調査
- ・ F1 1T 遅れ破壊調査 ・ 第三者被害抑止調査 ・ BOX 構造内部調査
- ・ 鋼製パイルベント橋脚調査 ・ RC パイルベント橋脚調査 ・ ケーブル詳細調査
- ・ 洗堀状況調査 ・ 金属製高欄の超音波調査

（３）学識経験者等への説明資料作成

本業務での検討内容については、学識経験者を含む検討会にて議論する予定であり、その説明資料（A4 版 30 枚程度）を作成すること。なお、学識検討会については５回程度を想定している。

（４）打合せ

- ・ 打合せ 10 回（中間打合せ 10 回）を計上しているが、必要な場合には監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。
- ・ 初回打合せ及び最終打合せについては、【第 1 号委託、第 2 号委託】【橋梁定期点検・詳細調査】に含まれているものとする。

（５）報告書作成（概要版）

- ・ 個別報告書として 5 部作成すること。また、報告書（概要版）の冒頭には、ダイジェスト版（Microsoft Word を基本とし、A4 版 10 枚程度）及びその他関係資料（Microsoft PowerPoint を基本）を作成し添付するものとする。

- ・ダイジェスト版については別途、英訳版を1部作成すること。

6. 配置技術者

- ・各配置技術者（管理技術者、照査技術者）は、本業務委託で実施した公募型プロポーザル方式の際に提出した、技術提案書の業務実施体制（様式－3）に記載された人物と同一でなければならない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合は、本市が要求する資料等の提出を行ったうえで、同等以上の技術力を持つ技術者であることの了解を得なければならない。

7. 成果品

- ・成果品については、下記を基本とし、提出にあたっては事前に監督職員の確認を得ること。

【成果品リスト】

業務内容の項目	成果品	部数
【第1号業務】 橋梁詳細点検・詳細調査 業務	報告書ダイジェスト版	①A4パイプ式ファイル 1部
	報告書	②A4パイプ式ファイル 1部
		③電子データ 2部
		④A4プロテクトファイル 2部
【第2号委託】 橋梁詳細点検・詳細調査 業務	報告書ダイジェスト版	⑤A4パイプ式ファイル 4部
	報告書	⑥A4パイプ式ファイル 4部
		⑦電子データ 5部
		⑧A4プロテクトファイル 5部
【第3号委託】 新技術導入の検討	報告書ダイジェスト版	⑨A4パイプ式ファイル 1部
	報告書	⑩A4パイプ式ファイル 1部
		⑪電子データ 2部
		⑫A4プロテクトファイル 2部

- ・提出する電子データはDVD-Rを基本とし、電子データ（③、⑦、⑪）はA4プロテクトファイル（④、⑧、⑫）に格納して、A4パイプ式ファイル（②、⑥、⑩）へ綴じ込むこと。
- ・電子納品については、最新のウイルスチェックを行ったものを提出のこと。
- ・DVD-Rへのデータを保存する際のフォルダ名、ファイル名などは、別途、監督職員の指示に従うこととし、成果品の製作イメージは、**別紙2**を基本とすること。

8. その他

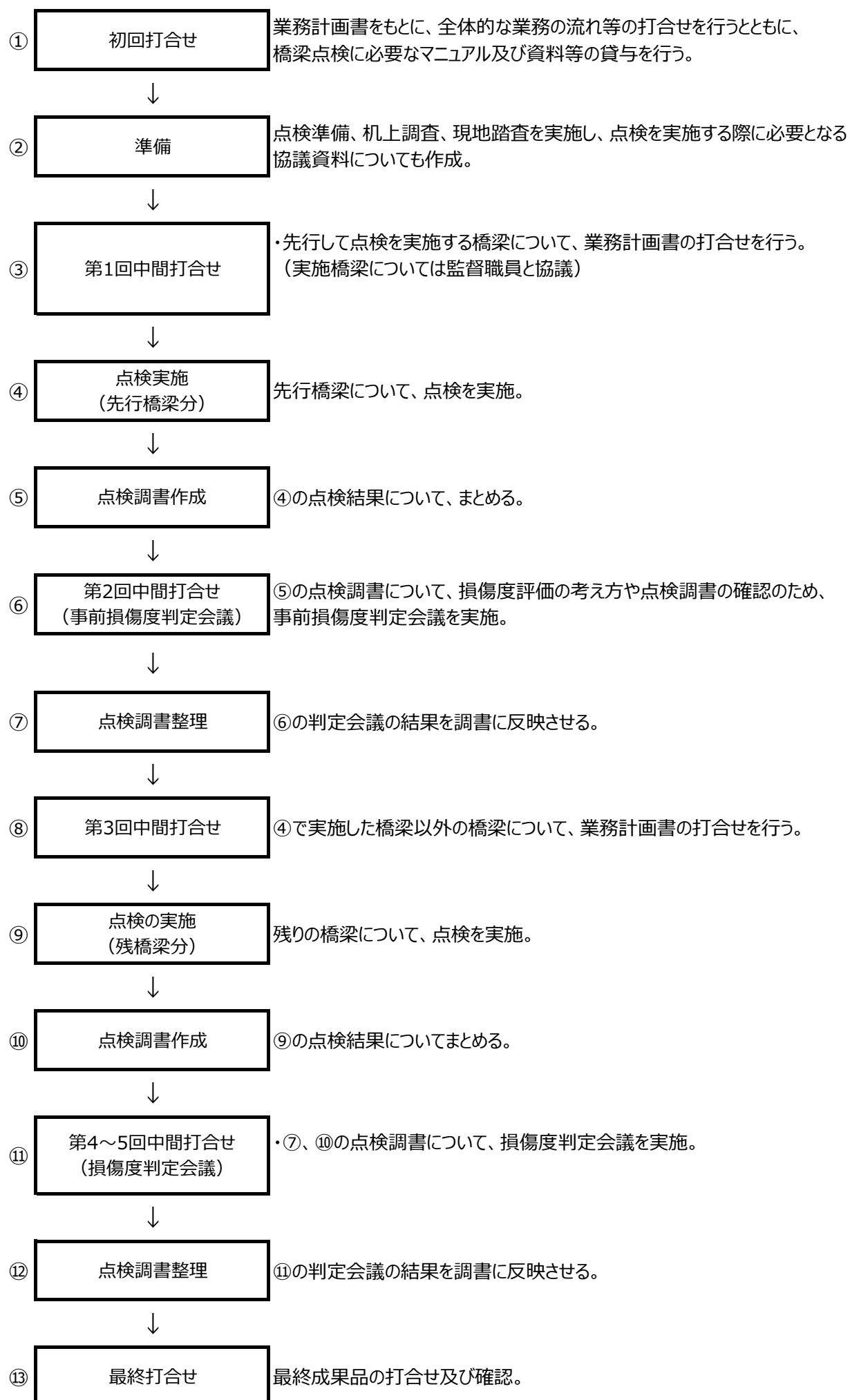
- ・交通安全管理は**別紙3**のとおりとする。
- ・安全等の確保は、業務委託共通仕様書（平成28年9月）【大阪市建設局】I-1-1-1-33に記載されていることを遵守すること。特に、土木工事安全施工技術指針（平成29年3月）【国土交通省大臣官房技術調査課】を遵守し行うこと。
- ・点検等実施時については、工事請負共通仕様書（令和3年3月）【大阪市建設局】「工事現場における保安施設等の設置基準」を遵守し行うこと。
- ・公益通報に関する特記については**別紙4**のとおりとする。
- ・本業務により得られた情報は他に漏洩しないこと。

- ・本特記仕様書に記載の予定数量は参考であり、数量の増減が生じた場合には監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。また、警察協議等により、点検が昼夜間変更となった場合についても、設計変更の対象とする。
- ・点検実施前に、現地踏査等を踏まえて、点検実施数量計算書を作成し、数量根拠を整理した上で提出し、監督職員の確認を得ること。
- ・関係機関との協議資料は、関係先との協議結果により変更が生じるものであり、監督職員の指示に従い円滑な業務遂行に努めること。
- ・点検の実施にあたり、第三者の土地に立ち入る場合は、あらかじめ所有者の了解を得るなど、第三者に迷惑をかけないように努めなければならない。
- ・箱桁内調査等、酸欠などの危険な状況が想定される場合は、十分な安全対策を講じ、調査を実施すること。
- ・本業務遂行上、現地条件等により、やむをえず点検の実施が不可能となることが判明した場合、監督職員と協議し、その指示に従うこと。
- ・本市発注の別途工事等と重複する場合、監督職員と協議して対応を定めることとし、工程などを十分調整の上、双方協力しながら点検を行うこと。
- ・本特記仕様書に定めなき事項や疑義が生じた場合は、監督職員と協議すること。
- ・本業務の主たる部分とは、「詳細点検・詳細調査における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断」とする。
- ・第3号委託の検討結果を踏まえ、第1号委託、第2号委託における新技術の点検手法に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。
- ・貸与する資料は以下のとおり
 - 1)過年度の橋梁点検の新技術に関する検討成果
 - 2)本業務で検討する過年度の橋梁点検結果
 - 3)本業務で検討する橋梁図面
 - 4)長大橋等の点検マニュアル（案）
 - 5)豊里大橋補修予備設計業務委託 報告書
 - 6)豊里大橋ケーブル緊急補修工事 ケーブル調査結果報告書

関係機関協議先

No.	機関名	No.	機関名
1	大淀警察署	11	住商建物（株）
2	淀川河川事務所		
3	此花警察署		
4	大阪海上保安監部		
5	阪神高速道路		
6	水道局柴島浄水場		
7	サイカパーキング		
8	阪神高速サービス（株）		
9	シルバー人材センター		
10	八島工業運輸（株）		

業 務 の 流 れ



成果品の製作イメージ

DVD-R



収納ケース

	○○○○○○○○業務委託	委託名称 : ○○○ 橋梁頭文字 : ○～○ 完成年月日 : ○○○

特記仕様書

交通安全管理

1. 本業務に配置する交通誘導警備員は、「警備業法」に基づく「警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年 11 月 18 日 国家公安委員会規則第 20 号）」の規定どおり、交通誘導警備検定合格者（1 級または 2 級）を規制箇所毎に 1 名以上配置することとする。
2. 本業務は交通安全管理要員として交通誘導警備員を別表 3 - 1 の内容で計上している。
業務着手にあたり、交通誘導警備員の員数について、所轄警察署等との協議の結果、別紙 3 - 1 の内容と異なる場合は設計変更の対象とする。
3. 受注者は、業務計画書の交通管理の項に、規制状況別に交通誘導警備員（交通誘導警備員 A、交通誘導警備員 B）の配置状況を明記するとともに、配置する検定合格者の交通誘導警備検定合格証の写し（カラー）を別紙 3 - 2 ～ 3 様式により添付するものとする。
4. 受注者は、員数及び交通誘導警備員 A の配置状況が分かる写真を撮影することとする。（別紙 3 - 4）
5. 受注者は、交通誘導警備員 A を配置する上で、監督職員に交通誘導警備業務検定合格証の提示を求められたときは、これに協力することとする。

No.	区名	橋名	交通誘導警備員の員数							
			足元条件							
			リフト車（昼間）		リフト車（夜間）		橋上（昼間）		橋上（夜間）	
			交通誘導 警備員A	交通誘導 警備員B	交通誘導 警備員A	交通誘導 警備員B	交通誘導 警備員A	交通誘導 警備員B	交通誘導 警備員A	交通誘導 警備員B
			名/日	名/日	名/日	名/日	名/日	名/日	名/日	名/日
1	北区	十三大橋							1	4
2	北区	新十三大橋								
3	此花区	此花大橋						3		
4	此花区	此花大橋此花取付橋		3						
5	此花区	此花大橋埋立地取付橋		3						
6	此花区	夢舞大橋						3		

※交通誘導警備員A、交通誘導警備員Bは、「公共工事設計労務単価【国土交通省・農林水産省】」の職種定義による。

交通誘導警備検定合格証（写し）の貼付様式

表 面
裏 面

交通誘導警備検定合格証（写し）の貼付様式

貼付イメージ

表 面	
(表) 合 格 証 明 書 第 号 警備業務の種別及び検定の区分 写 真 住所 (年 月 日生) 押出し スタンプ 年 月 日 公安委員会 印 見 本	
裏 面	
(裏) 備考 見 本	

交通誘導状況写真撮影要領

別紙 3 - 4

撮影項目

- ・ 総配置員数が分かるもの。
- ・ 誘導状況が分かるもの。
- ・ 交通誘導警備員 A を配置する必要がある路線は、現場における配置状況及び、検定合格証の携帯状況が分かるもの。

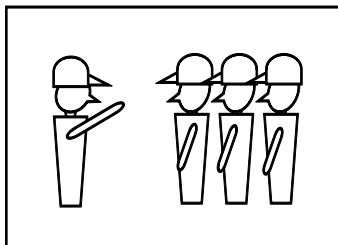
撮影頻度

- ・ 総配置員数写真については、路線毎とする。
- ・ 誘導状況写真については、路線毎かつ、工種毎に代表する配置箇所とする。
- ・ 検定合格証の携帯状況写真については、路線毎とする。

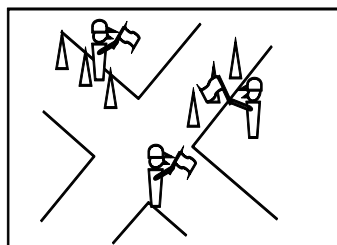
その他

- ・ 上記によりがたい場合については、監督職員と協議するものとする。

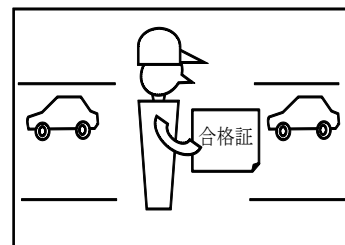
撮影例



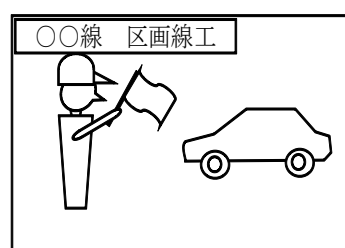
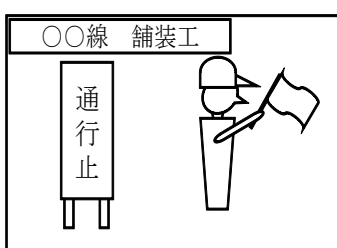
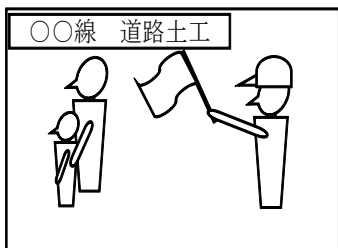
*総人数が分かるもの
(現場での安全ミーティング等)



*総人数が分かるもの



*現場における検定合格証の
携帯状況が分かるもの



*誘導状況が分かるもの。

特記仕様書

（条例の遵守）【条例 5 条関係】

第 1 条 受注者及び受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）【条例 6 条 2 項・条例 12 条 2 項関係】

第 2 条 受注者は、当該業務について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（建設局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（建設局総務部総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）【条例 7 条 2 項関係】

第 3 条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）【条例 17 条 4 項関係】

第 4 条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）【条例 21 条関係】

第 5 条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約（協定）を解除することができる。（指定管理者の指定を取り消すことができる。）

特記仕様書

1 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

（１）委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

（２）解析業務における手法の決定及び技術的判断

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。



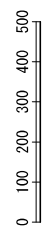
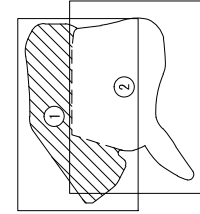
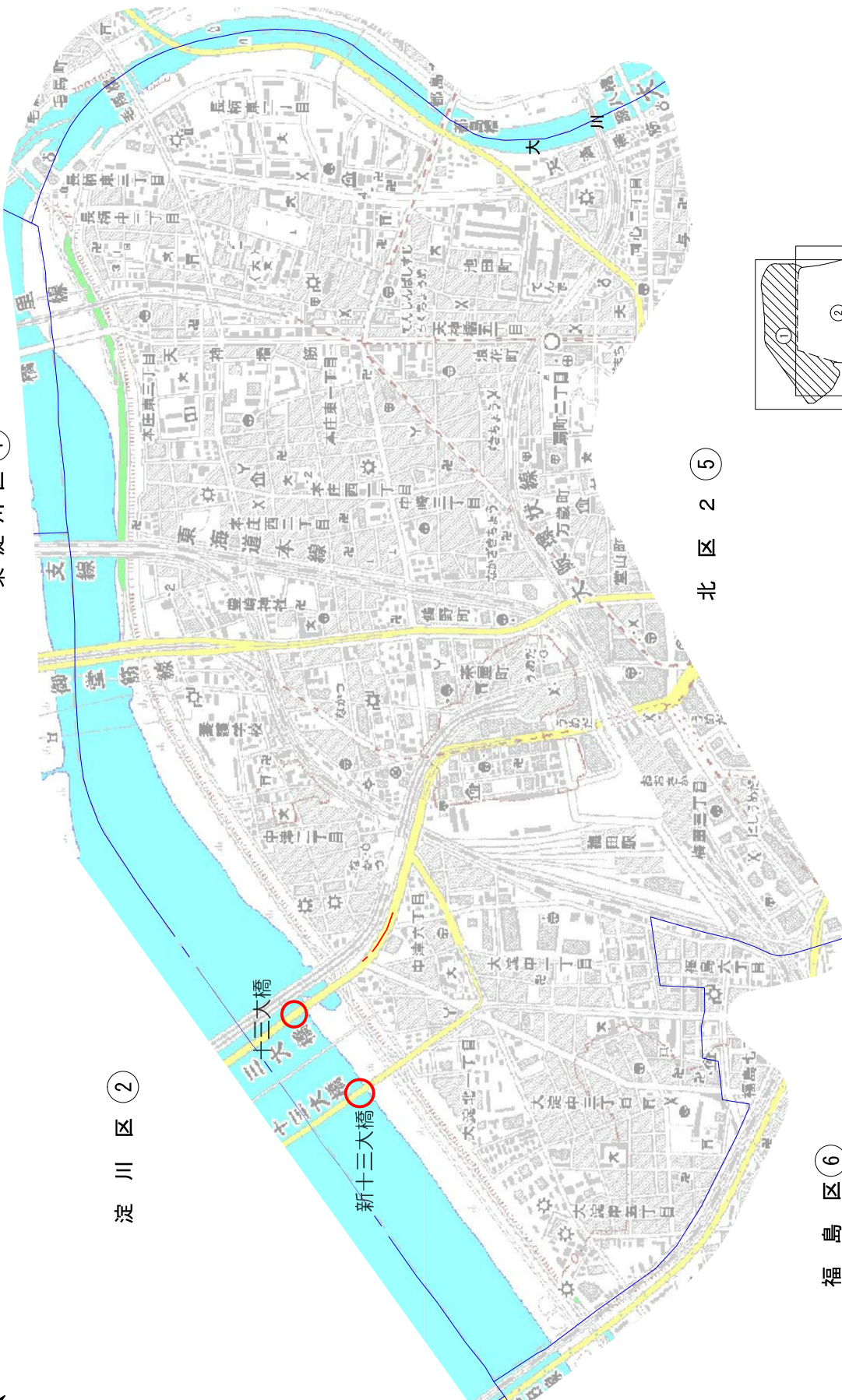
都島区 ⑨

東淀川区 ①

淀川区 ②

北区 ⑤

福島区 ⑥





3

定 七

田 山 区

⑨

18

18

61

61

此花太橋

此花太橋

此花大橋
此花取付橋

此花大橋
此花取付橋

0 100 200 300 400 500 600 700 800 900 1000

東淀川区 ①

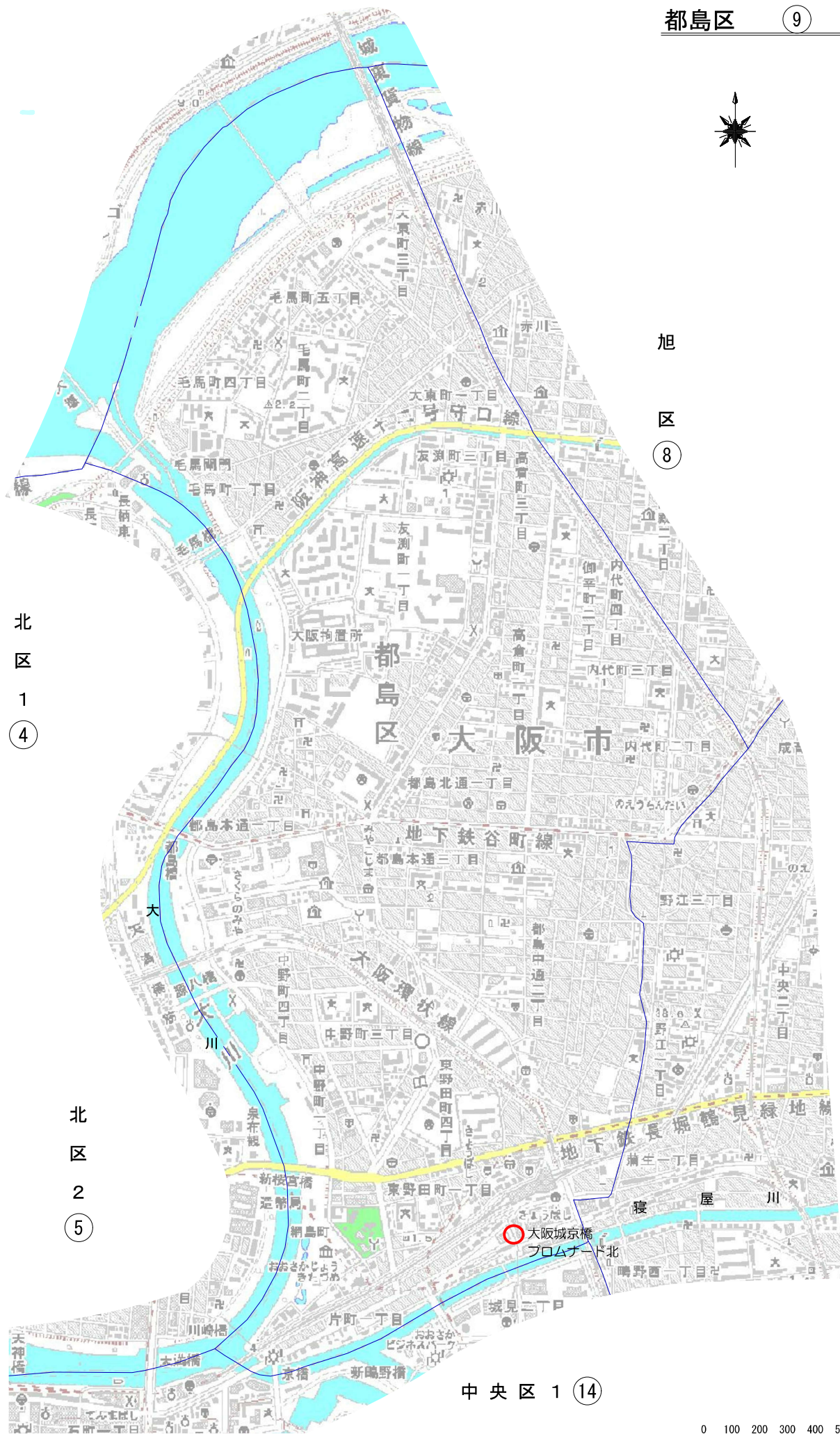
北区 1 ④

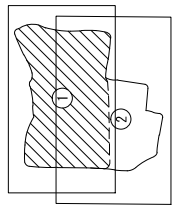
北区 2 ⑤

旭区 ⑧

城東区 ⑩

中央区 1 ⑭





都島区⑨



北区②⑤

城東区⑩

東成区⑫

天王寺区⑬

中央区②⑮

西区⑱

